

# 令和 8 年四條畷市議会 6 月定例議会

## 【参考資料】一部改正条例の新旧対照表

(目次)

|                  |       |
|------------------|-------|
| ○議案第 5 号関係 ..... | 1 ページ |
|------------------|-------|

四條畷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照表

新

(目的)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法（昭和23年法律第186号）第36条の3の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償並びに水防法（昭和24年法律第193号）第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員（以下「非常勤水防団員」という。）に係る損害補償及び同法第45条の規定による水防に従事した者に係る損害補償並びに災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償を的確に行うことを目的とする。

(補償基礎額)

第5条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。

2～4 略

(療養補償)

第6条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかった場合においては、市は、療養補償として、必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。

(療養及び療養費の支給)

第7条 略

- 2 市は、その経営する医療機関若しくは薬局又は市長若しくは水害予防組合の管理者がその同意を得てあらかじめ指定する医療機関若しくは薬局において、前項第1号から第5号までに掲げる療養（同項第4号又は第5号に掲げる療養にあつては、これらの医療機関の従業者以外の者が提供する世話その他の看護を除く。）を行うものとする。
- 3 市は、前項の医療機関若しくは薬局において療養を行うことが困難であると市長が認めたとき、非常勤消防団員等が同項の医療機関若しくは薬局以外の医師、歯科医師、薬剤師その他の療養機関から診療若しくは手当を受けた場合において緊急その他やむを得ない事情があると市長が認めたとき、又は非常勤消防団員等が第1項第4号から第6号までに掲げる療養（同項第4号又は第5号に掲げる療養にあつては、前項の医療機関の従業者以外の者が提供する世話その他の看護に限る。）を受けた場合において市長が必要と認めたときは、その必要な療養の費用を当該非常勤消防団員等に支払う。

(葬祭補償)

第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、330,000円に補償基礎額の30倍に相

(目的)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法（昭和23年法律第186号）第36条の3の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償並びに水防法（昭和24年法律第193号）第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員（以下「非常勤水防団員」という。）に係る損害補償及び同法第45条の規定による水防に従事した者に係る損害補償並びに災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償を的確に行なうことを目的とする。

(補償基礎額)

第5条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行なう。

2～4 略

(療養補償)

第6条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかった場合においては、市は、療養補償として、必要な療養を行ない、又は必要な療養の費用を支給する。

(療養及び療養費の支給)

第7条 略

- 2 市は、その経営する医療機関若しくは薬局又は市長若しくは水害予防組合の管理者がその同意を得てあらかじめ指定する医療機関若しくは薬局において、前項第1号から第5号までに掲げる療養（同項第4号又は第5号に掲げる療養にあつては、これらの医療機関の従業者以外の者が提供する世話その他の看護を除く。）を行なうものとする。
- 3 市は、前項の医療機関若しくは薬局において療養を行なうことが困難であると市長が認めたとき、非常勤消防団員等が同項の医療機関若しくは薬局以外の医師、歯科医師、薬剤師その他の療養機関から診療若しくは手当を受けた場合において緊急その他やむを得ない事情があると市長が認めたとき、又は非常勤消防団員等が第1項第4号から第6号までに掲げる療養（同項第4号又は第5号に掲げる療養にあつては、前項の医療機関の従業者以外の者が提供する世話その他の看護に限る。）を受けた場合において市長が必要と認めたときは、その必要な療養の費用を当該非常勤消防団員等に支払う。

(葬祭補償)

第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行なう者に対して、315,000円に補償基礎額の30倍に

当する金額を加えた金額を支給する。

（障害補償の制限）

第19条 非常勤消防団員等が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、公務、消防作業等若しくは救急業務又は応急措置の業務に係る負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、又は公務、消防作業等若しくは救急業務又は応急措置の業務に係る負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、市は、損害補償の全部又は一部を行わないことができる。

（補償の免責及び求償権）

第24条 略

2 略

3 市は、損害補償の原因である災害が第三者の行為によつて生じた場合において、損害補償を行つたときは、その価額の限度において、損害補償を受けた者が当該第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

（非常勤水防団員で非常勤消防団員である者に対する損害補償）

第25条 非常勤水防団員に対する水防法第6条の2の規定による損害補償は、当該非常勤水防団員が非常勤消防団員である場合にあつては、その者が所属する消防団が置かれている市が行う。

（審査請求）

第26条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、審査請求をすることができる。

相当する金額を加えた金額を支給する。

（障害補償の制限）

第19条 非常勤消防団員等が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、公務、消防作業等若しくは救急業務又は応急措置の業務に係る負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、又は公務、消防作業等若しくは救急業務又は応急措置の業務に係る負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、市は、損害補償の全部又は一部を行なわないことができる。

（補償の免責及び求償権）

第24条 略

2 略

3 市は、損害補償の原因である災害が第三者の行為によつて生じた場合において、損害補償を行なつたときは、その価額の限度において、損害補償を受けた者が当該第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

（非常勤水防団員で非常勤消防団員である者に対する損害補償）

第25条 非常勤水防団員に対する水防法第6条の2の規定による損害補償は、当該非常勤水防団員が非常勤消防団員である場合にあつては、その者が所属する消防団が置かれている市が行なう。

（審査請求）

第26条 市の行なう非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、審査請求をすることができる。